

上野事務所ニュース

令和5年9月

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimuso@sr2143.com

年収の壁について①

「年収の壁」という言葉はよく聞くとお思います。

配偶者の扶養の範囲内で働くパートタイム労働者が、ある一定の年収を超えると、社会保険料や税金の支払いにより手取りが減ってしまう、という問題のことです。103万円の壁や130万円の壁など、金額は様々です。今回は、社会保険に関わる壁として、最近ニュース等で扱われている「130万円の壁」についてご説明します。

【130万円の壁とは…】

夫が勤務先で社会保険に加入していて、妻が勤務先で社会保険に加入する要件を満たしていない場合、妻の年収が130万円未満であれば社会保険上の被扶養者となることができます。被扶養者であれば、妻は自分で社会保険料を払うことはありませんが、妻の年収が130万円を超えると、自分で国民健康保険料・国民年金保険料を支払う必要があります。

この年収130万円には、基本給だけではなく、非課税通勤手当や残業代、賞与などすべての収入を含めます。給与以外の失業給付、傷病手当金、出産手当金、自営による事業収入や不動産収入なども対象です。なお、年収は過去における実績ではなく、年間の見込み収入額で判断します。

今年10月1日より千葉県の最低賃金が1,026円となることに伴い、これまでと同じ働き方をしても、年収が130万円を超える可能性がありますので、注意が必要です。

【1日5時間、週5日で勤務している場合】

*残業代や通勤手当、賞与等は無いものと考えます。

	時給 984円 (令和4年10月~)	時給 1,026円 (令和5年10月~)
日給換算	4,920円	5,130円
月収換算	106,600円	111,150円
年収換算	1,279,200円	1,333,800円

扶養から外れ、妻が自分で国民健康保険料や国民年金保険料を納めることになった場合、月額25,490円^{*1}の負担が生じます。この場合の手取り収入は次のようになります。

*1：千葉市在住で40歳以上の方と仮定して試算したもの。
(国民健康保険料：8,970円、国民年金保険料：16,520円)

【社会保険の扶養から外れた場合の手取り収入】

*所得税、住民税、雇用保険料は考えないものとします。

	時給 984円 (令和4年10月~)	時給 1,026円 (令和5年10月~)
年収換算	1,279,200円	1,333,800円
年間保険料	0円	305,880円
手取り年収	1,279,200円	1,027,920円

年収は約5万円増えますが、社会保険料負担が発生するため、手取り年収は約25万円少なくなります。このため、扶養から外れないために働く時間を減らす「就業調整」を行い、年収を130万円以内に収めようとする方が増えることが予想されています。下図のように、勤務を週5日から週4日としても、手取り収入はほとんど変わらないためです。

【就業調整を行った場合の手取り収入】

*時給1,026円で残業代や通勤手当、賞与等は無く、所得税、住民税、雇用保険料は考えないものとします。

	1日5時間、 週5日勤務の場合	1日5時間、 週4日勤務の場合
年収換算	1,333,800円	1,067,040円
年間保険料	305,880円	0円
手取り年収	1,027,920円	1,067,040円

6か月以上の雇用期間（社会保険未加入）

6か月以上継続雇用

申請期間（2か月以内）

労働時間延長・社会保険加入

反対に、妻が自分で社会保険に加入するために、勤務先での勤務時間を増やす、という選択肢もあります。被保険者数100人以下の企業に勤めている場合、正社員の3/4以上（週所定労働時間30時間以上）の勤務で、社会保険に加入することになります。

【社会保険加入要件を満たす働き方をする場合の手取り収入】

*時給1,026円で残業代や通勤手当、賞与等は無く、所得税、住民税、雇用保険料は考えないものとします。

	1日5時間、 週5日勤務の場合	1日6時間、 週5日勤務の場合
月収換算	111,150円	133,380円
年収換算	1,333,800円	1,600,560円
年間保険料	305,880円 (国民年金・国民健康保険)	187,968円 (勤務先で社会保険に加入)
手取り年収	1,027,920円	1,412,592円

社会保険に加入することにより、自分で支払う保険料の負担を少なくすることができます。また、社会保険では、国民健康保険にはない制度があるほか、将来受け取る年金額を増やすことができます。

	国民健康保険	社会保険
傷病手当金	×	○ (給与の2/3相当額が支給)
出産手当金	×	○ (給与の2/3相当額が支給)

企業にとっては社会保険に加入する従業員が増えることにより、社会保険料負担も増加しますが、「キャリアアップ助成金 短時間労働者労働時間延長コース」を活用することで、負担を軽減することができます。

【助成金概要】

週所定労働時間を3時間以上延長し、かつ新たに社会保険に適用した場合、1人あたり23.7万円（中小企業以外：17.8万円）が支給されます。

【受給条件】

- ①労働時間の延長等の措置を実施する前日までに「キャリアアップ計画書」を作成し、労働局へ提出していること。
- ②短時間労働者の週所定労働時間を3時間以上延長していること。
- ③労働時間を延長し、新たに社会保険の被保険者となった短時間労働者を、延長後6か月以上継続して雇用し、6か月分の賃金を支給していること。

これまで扶養の範囲内で勤務していた方から社会保険に加入したい、という希望があった場合には、助成金の対象となる可能性があります。雇用契約を変更する前に計画を作成し、届出をする必要がありますので、事前にご相談ください。

Q&A なぜなにどうして？



Q: 育児休業を取得している従業員から「8月から育児休業給付が増えると聞きました

たが、本当ですか？」という問い合わせがありました。休業前の賃金をもとに計算されているので、受給できる金額は変わらないと思うのですが…？

A: 令和5年8月1日より雇用保険の基本手当日額が変更となっています。これに伴い、高年齢雇用継続給付や育児休業給付、介護休業給付の支給限度額も変更となりました。8月1日以後の支給対象期間から変更されます。現在、育児休業給付等を上限額で受給されている場合には、給付が増える可能性があります。

【育児休業給付の支給限度額（上限額）】

改正前	改正後
休業開始から6か月 (支給率67%) 305,319円	310,143円
休業開始から6か月経過後 (支給率50%) 227,850円	231,450円

【高年齢雇用継続給付の支給限度額】

改正前	改正後
364,595円	370,452円

*賃金が支給限度額以上である場合には、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月の賃金額と高年齢雇用継続給付の合計が支給限度額を超えるときは、370,452円から支給対象月に支払われた賃金額を引いた額が支給されます。

【介護休業給付の支給限度額（上限額）】

改正前	改正後
335,871円	341,298円